



# 一般社団法人日本メディカルスポーツ協会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

- 第1条 当法人は、一般社団法人日本メディカルスポーツ協会と称する。
- 2 英文ではJapan Medical Sports Associationと表示する。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、健康・体力づくりに関する各種事業を行うことにより、医療従事者の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図り、もって、医療従事者がスポーツを通じて健康を保持し、生きがいを感じることを目的として次の事業を行う。
- (1) 地域におけるスポーツ活動の振興、スポーツイベントの企画、開催
  - (2) スポーツ活動拠点の運営
  - (3) スポーツに関する調査研究及びその他の団体等の関係事業への協力
  - (4) 競技スポーツの振興
  - (5) スポーツに関する活動の促進及び団体の育成
  - (6) スポーツによる国際交流事業の実施及び協働・支援
  - (7) スポーツに関する団体及び人材の育成
  - (8) スポーツに関する情報の収集及び提供
  - (9) スポーツ基金の運営
  - (10) 体力増進、健康保持、スポーツ医学に関するセミナー、料理教室の企画、開催、書籍の出版
  - (11) 公益目的事業の推進に資する事業
  - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

- 第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 半年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

#### (権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

#### (開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が招集する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選任する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(書面等による議決権行使)

第17条 社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事

(2) 監事

2 当法人の理事は3名以上、監事は1名以上とする。

3 理事のうち1名を代表理事とし、ほかに副代表理事、常務理事を置く。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事、常務理事を業務執行理事とする。
- 4 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、代表理事、副代表理事を補佐し、理事会の定めるところにしたがい、当法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了すべき時までとする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。  
2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。  
(1) 業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。  
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理

事が招集する。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、前条2項の場合には、副代表理事が議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が、議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 各種委員会

(各種委員会)

第36条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。

- 2 前項の規定による各種委員会の組織運営に関する規定は、理事会が定める。



## 第7章 基金

(基金の拠出等)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

### (解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

## 第10章 附 則

### (最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から翌年3月31日までとする。

### (設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

住所 東京都渋谷区広尾四丁目1番17-302号  
設立時理事 北 島 政 樹

住所 東京都世田谷区上北沢三丁目35番13号  
設立時理事 林 諄

住所 東京都三鷹市井の頭一丁目13番42号  
設立時理事 吉 川 達 郎

住所 東京都国分寺市本多五丁目18番3号  
設立時理事 川 渕 孝 一

住所 東京都港区白金台一丁目3番18号

設立時理事 江 本 孟 紀

設立時代表理事 北 島 政 樹

住所 埼玉県川口市芝西一丁目10番9号

設立時監事 須 田 清

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都千代田区神田岩本町4番地14

設立時社員 株式会社日本医療企画

住所 東京都千代田区神田岩本町4番地14

設立時社員 株式会社ヘルスケア総合政策研究所

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本メディカルスポーツ協会設立のため、設立時社員2名の定款作成代理人司法書士小山勝太郎は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年10月7日

設立時社員 株式会社日本医療企画

代表取締役 林 諄

設立時社員 株式会社ヘルスケア総合政策研究所

代表取締役 林 諄

上記定款作成代理人

司法書士 小 山 勝太郎